

自分をまもり、大切な人をまもり、地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。



厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA COVID-19 Contact Confirming Application

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう厚生労働省で開発を進めていた「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」が6月19日リリースされました。

同アプリは、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、感染の可能性をいち早く知ることが可能。それにより検査の受診など保健所のサポートを早く受けることや外出自粛など適切な行動を取ることができ、感染拡大の防止につながることを期待されます。

なお、個人が特定される情報や、陽性者と接触者(接触の可能性があると通知を受けた者)との関係についての情報は一切記録されず、プライバシーは十分に保護されています。

アプリ利用者が増えることで感染防止の効果が高くなることが期待されますので、普及への協力をお願いいたします。

- 利用者本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能(Bluetooth)を利用して、お互いにわからないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けることができます。
- ほかのスマートフォンとの近接した状態(概ね1m以内で15分以上)を接触として検知。近接した状態の情報は、本人のスマートフォンの中にのみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。
- 氏名・電話番号・メールアドレスなど個人の特定につながる情報の入力はありません。
- GPSなどの位置情報を利用することはなく、記録することはありません。
- 新型コロナウイルス感染症の陽性者が陽性者であることを登録した場合に(利用者の同意が前提であり、任意)、その陽性者と過去14日間に近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後、自身の症状などを選択すると、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

アプリのインストールや
詳しい情報はこちらから

厚労省 接触確認アプリ

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html



家賃支援給付金に関するお知らせ

<https://yachin-shien.go.jp/index.html>

中小企業庁では、5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を右記の通り支給します。

【支給対象】資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者のうち、5~12月の売上高について、1か月で前年同月比▲50%以上または、連続する3か月の合計で前年同期比▲30%以上で、自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払うもの。

【給付額】申請時の直前1か月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍。法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円一括支給。

相談ダイヤル「家賃支援給付金コールセンター」 0120-653-930(平日・土日祝日8:30~19:00)

AOU、JAMMAが残した軌跡をこれからはJAI Aが、新たな未来に向かい繋いでまいります。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）に基づき、7月10日以降における都道府県の対応について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より7月8日付で以下の通り通知がありました。改めてご留意ください。

なお、令和2年5月25日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「移行期間における都道府県の対応について」は、下記URLを参照ください。

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf

7月10日以降における都道府県の対応について

1. 外出の自粛等

各都道府県においては、令和2年5月25日付け事務連絡によるほか、特に以下の点に留意すること。

- ・発熱等の症状がある者は、都道府県をまたぐ移動の自粛はもとより外出を控えるよう促すこと。
- ・外出をする際には、マスクの着用や手指の消毒など「新しい生活様式」に基づく行動を促すこと。また、感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えるよう促すこと。
- ・観光地において、人と人との間隔を確保するよう促すこと。
- ・感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して外出の自粛に関して速やかに住民に対し必要な協力の要請等を行うこと。

2. 催物の開催制限

各都道府県においては、令和2年5月25日付け事務連絡によるほか、特に以下の点に留意すること。

（1）催物開催の目安

令和2年5月25日付け事務連絡で示されており、7月10日から31日までの間の催物開催の目安は、業種毎に策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、以下のとおりとする。

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・上記の人数要件に加え、屋内にあっては、収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては、人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

また、上記の人数や収容率の要件の解釈について、令和2年5月25日付け事務連絡3（1）の注書きのほか、以下の点について留意すること。

- ・収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内という基準を用いることとする。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、または収容定員の定めがない場合には人と人との距離を十分に確保という基準を用いることとする。

ここで、上記の人数要件及び収容率要件については、国として示す目安であり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、異なる基準を設定しうること留意すること。ただし、上記の人数要件及び収容率要件よりも緩やかな基準を設定することは、慎重に検討するとともに、仮にそのような基準を設置しようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催物等の無観客化、中止または延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行うこと。

また、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基に、収容率を含めた催物の開催要件についての見直しを検討しているところ、見直し結果については追って通知する。

（2）催物の開催にあたっての留意事項

①基本的な感染防止策の注意喚起

各都道府県においては、イベント参加者やイベント主催者等に対して、以下の点について改めて注意喚起すること。

【イベント参加者】

- ・発熱時の症状がある者はイベントに参加しないこと。
- ・イベントに参加する前に接触確認アプリをインストールすること。また、感染拡大防止のためにイベント主催者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じること。
- ・イベントに参加する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底すること。
- ・イベントに参加する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を避けるほか、そこにおける交流等を控えること。
- ・イベントに参加する前後には、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、打ち上げ等における感染リスクのある行動の回避）をとること。



【イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者】

- ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ・イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリをインストールすることを促すこと。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。
- ・イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底するほか、そこにおける交流等を極力控えることを呼びかけること。
- ・イベントを開催する前後には、観客やスタッフ（選手、出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促すこと。
- ・その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に即した感染防止策を徹底すること。

なお、関係各府省庁においては、各所管団体が感染拡大予防ガイドラインを策定し、または改定する際には、これらの基本的な感染防止策が盛り込まれるよう促すこと。

②都道府県との事前相談

令和2年5月25日付け事務連絡3.（2）に示すように、全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）を開催しようとする場合には、「事前に各都道府県と主催者側とで十分に調整することが適切」である。このような事前調整の実効性を担保するため、各都道府県においては、

- ・全国的な人の移動を伴うイベントを開催することが想定される施設、または
- ・収容人数が2,000人を超えるような施設（収容率50%で1,000人超）の施設管理者に対して、全国的な移動を伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベント（以下「全国的または大規模なイベント」という。）の開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について各都道府県に事前相談をするよう依頼しておくこと。なお、イベントの開催要件等について実際に相談する主体は、施設管理者またはそれぞれのイベントの主催者とする。

イベント開催について事前相談があった場合には、各都道府県は、地域の感染状況等に応じたイベント開催の方針を伝えるとともに、こまめな手洗い、消毒、換気などの基本的な感染防止策が実施されることを確認すること。特に、全国的または大規模なイベントを開催する場合には、参加者の連絡先等を把握するよう強く促すこと。

また、関係各府省庁においては、各所管団体が感染拡大予防ガイドラインを策定し、または改定する際には、全国的または大規模なイベントを開催する場合に各都道府県に対して事前相談をする旨を盛り込むよう促すこと。

3. 施設の使用制限等

施設の使用制限等については、令和2年5月25日付け事務連絡によるほか、同事務連絡で示されているとおり、「都道府県知事は、業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインに基づく対応が実践されていない施設については、施設の使用制限等の協力要請を含め必要な協力要請を検討すること。また、移行期間中においてクラスターが発生した際は、当該業種について特措法第24条第9項の規定に基づく施設の使用制限等の協力要請を検討するほか、感染者が多数にのぼった場合等には、当該クラスターの発生が他の都道府県において生じたときでも同項の規定に基づく施設の使用制限等の協力要請を検討する」こと。

また、各都道府県においては、施設利用者や施設管理者に対して、以下の点について改めて注意喚起をすること。

【施設利用者】

- ・発熱等の症状がある者は施設の利用を含め、外出を控えること。
- ・施設を利用する際には、施設の使用前に接触確認アプリをインストールすること。また、感染拡大防止のために施設管理者から連絡先等の求めがある場合には積極的に応じること。
- ・不特定多数の者がいる施設を利用する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底すること。
- ・不特定多数の者がいる施設を利用する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を避けること。

【施設管理者】

- ・入場時に検温を実施し、発熱等の症状がある者は施設の利用を控えてもらうようにすること。
- ・施設の利用前に、施設利用者に接触確認アプリをインストールすることを促すこと。また、必要に応じて、施設利用者の連絡先等の把握をすること。
- ・施設を利用する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・施設を利用する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底すること。
- ・その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に即した感染防止策を徹底すること。

なお、関係各府省庁においては、各所管団体が感染拡大予防ガイドラインを策定し、または改定する際には、これらの基本的な感染防止策が盛り込まれるよう促すこと。

※参照 『新しい生活様式』の実践例

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

JAIAキャッシュレス決済規格標準化 第1回委員会全体会(第6回事務局全体会)



＜開催場所＞

JAIA事務局及び Microsoft Teams
オンライン会議/JAIA開設チャンネル

＜開催日時＞

2020年6月18日16:00～17:00

＜参加法人＞ ※参加者総数43名

旭精工(株)、(株)オペレーティング・パートナーズ、加賀電子(株)、(株)コナミアミューズメント、システムサービス(株)、(株)セガ、(株)ソフトリンク、(株)タイトー、トッパン・フォームズ(株)、TFペイメントサービス(株)、(株)ドリームワンエンターテインメント、(株)BANDAI SPIRITS、(株)バンダイナムコアミューズメント、フリー(株)、(株)マーベラス

JAIAキャッシュレス決済推進特別委員会(内田慎一委員長)では、第1回全体会をオンラインで実施。以下の通りの内容で進行した。

1. 内田慎一委員長挨拶
2. 「アミューズメント施設における電子決済システム規格標準化」全体計画書共有
3. 事務局・分科会紹介
4. 各社/分科会代表挨拶
5. 分科会開催について
6. 総括

なお、事務局全体会は毎月第1・第3木曜日に定時開催。分科会については、各分科会リーダーと副リーダーの主導にて開催日程の調整・運営をお願いすることとした。(※開催状況は別掲の通り)

【委員会設置の背景と課題・達成目標等】※全体計画書より

- ◎経済産業省はキャッシュレス社会実現のため「キャッシュレス・ビジョン」を策定し 2025 年に国内決済比率 40%、中長期的に 80%のキャッシュレス比率を目指している。
- ◎当業界内ではキャッシュレス化の普及遅れによる販売機会の損失が課題となっており、JAIAではユーザー利用者の利便性向上と一層の業界発展を実現するため、2020年2月、次世代端末における決済システムの規格標準化を合意。
- ◎2025年のAM業界におけるキャッシュレス決済比率は、経産省「キャッシュレス・ビジョン」と同じ 40%を達成することを目標とする。
- ◎2021年JAEPOでは標準規格の最終案と決済端末の試作機を発表。翌3月のJAIA理事会承認を得て標準化規格を公表し、同規格対応の決済端末/POSを2021年度中に市場投入する。

業界外への発信

JAIA事務局/理事

JAIAキャッシュレス決済推進特別委員会
内田委員長

業界内の調整

JAIAキャッシュレス決済推進特別委員会 事務局
KAM/SEGA/加賀電子/TF/TFPS+OP(新)

キャッシュレス
推進協議会や
経済産業省など
関係省庁

JAIA会員など
標準規格の
情報開示

意見フィードバック

座長
(分科会事務局)
共通DB/共通マ
スタ分科会
◎徳田充宏(OP)
☆本池 哲(セガ)

座長
(分科会事務局)
決算サーバー/
API分科会
◎西川泰典(TFPS)
☆奥山泰介
(加賀電子)

座長
(分科会事務局)
インカム/データ
連携分科会
◎上村正和
(KAM)
☆阿部輝仁(セガ)

要件個別/集中討議

分科会開催状況

【第1回インカム・データ連携
分科会】
7月8日(水) 15時～16時30分
13社 24名参加

【第1回決済サーバー/API
分科会】
7月15日(水) 13時～14時30分
13社 28名参加

【第2回インカム・データ連携
分科会】
7月15日(水) 15時～16時30分
13社 21名参加

【第1回共通DB/共通マスタ
分科会】
7月17日(金) 13時～15時10分
17社 31名参加

◎…リーダー
☆…副リーダー

＜会社略称＞

KAM=コナミアミューズメント

TF=トッパン・フォームズ

TFPS=TFペイメントサービス

OP=オペレーティング・パートナーズ

電子決済システム規格標準化 全体像/体制 — 組織図 (全体計画書より)

新型コロナウイルス 現場の感染防止策

※写真提供・協力／(株)アスモ (株)共和コーポレーション (株)友楽

JAIAでは5月号掲載の通り「ゲームセンター」における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを策定したが(令和2年5月14日策定、5月21日改定)、会員各店舗ではそれを基に独自の具体策で感染防止に努めている。

例えば、「来場されたお客様にはまずカウンターで熱を計っていただきます。入口だとグループの場合、漏れがあるかも知れないので。体温計は瞬時に表示されるタイプで、スタッフが検温することもあります。お客様が楽しんでご自分でされることも多いです。また、マスクを忘れた方のためにカウンターでは2枚1セットの個包装でマスクを販売(100円)しています」(株)共和コーポレーション。

各位におかれては、引き続き感染防止策の徹底に向けご努力を！



<(株)アスモの取組例>

- 従業員の接客時のフェイスガード着用
- 従業員の接客時の手袋着用
- 従業員のマスク着用の徹底
- お客様へのマスク着用の呼びかけ
- メダルコーナーでのポリ手袋配布
- 全サテライト間の遮蔽シート設置
- 定時での除菌清掃放送+ 清掃実施
- 換気強化
- 消毒液の設置
(目安は1フロア1個、60坪に1個程度)
- ゲーム機への除菌清掃済 POP の設置



入口の他、
ゲーム機にも
消毒液

<(株)共和コーポレーションの取組例>

- 店頭、店内各所への注意喚起 POP の掲示
- 各所への手指消毒液の設置
- マシン間等飛沫防止シート、パネル等の設置
- カウンター等への足元間隔 POP の設置
- メダルコーナー貸出用手袋
- マスクをお持ちでないお客様向けのマスク販売 (2枚100円)
- 消毒液を使用したマシン等清掃の実施
- 従業員のマスク着用の徹底



メダル用
手袋用意



店頭、店内に、注意喚起 POP



IAAPAバーチャルエキスポ:アジア

2020年7月28日～30日開催

アトラクション業界の新しい接続方法

<開催日時>

2020年7月28日(火)～

7月30日(木)

中国標準時(CST)14時～18時

3日間ライブ開催

<参加者登録フィー>

IAAPA メンバー……無料

非会員……200USD

※バーチャルトレードショーと
オンデマンド教育会議への
フルアクセスを含む。

<お問い合わせ・登録申し込み>

✉ Elugo@IAAPA.Org

☎ +1 321/319-7647



IAAPA

(International Association of Amusement Parks and Attractions)

世界100か国以上に5300超の会員を擁するパーク&アトラクション関連の国際組織IAAPAでは、完全ウェブ形式の展示会「IAAPAバーチャルエキスポ:アジア」を上記内容で開催する。

3日間、参加者は仮想見本市を訪問。出展社代表者とのリアルタイムでのチャット、ビデオデモンストレーション視聴の他、仮想ネットワーキングラウンジで他の参加者とネットワークを共有したり、デジタル教育会議に参加して各種テーマについて学ぶことができる。

ちなみに、教育会議では毎日3回のセッションが行われ、各セッションには参加者が質問したり、コメントしたり、アンケートに回答したり、パネルディスカッション・基調講演の発表者とチャットしたりできるライブチャットルームが用意される。

なお、「IAAPAバーチャルエキスポ:アジア」は、最新の製品やサービスの発表の場となる次の8つのパビリオンで構成される。

- ◎コンピュータシステム/ソフトウェア
- ◎コンストラクション/ディスプレイとセット
- ◎コンサルタント/リソースの再開/その他
- ◎ハイテク機器・サービス
- ◎参加型プレイ機器/ゲーム&デバイス
- ◎ライド(ドライ)
- ◎ショー/プロダクション
- ◎水関連機器・サプライヤー

(※出展申込は2020年7月19日に締切)

今後の展示会予定



IAAPA エキスポ

「IAAPA エキスポ2020」(アメリカ・フロリダ州オーランド)

2020年11月17日～20日

「IAAPA エキスポ2021」(アメリカ・フロリダ州オーランド)

2021年11月16日～19日



IAAPA エキスポアジア

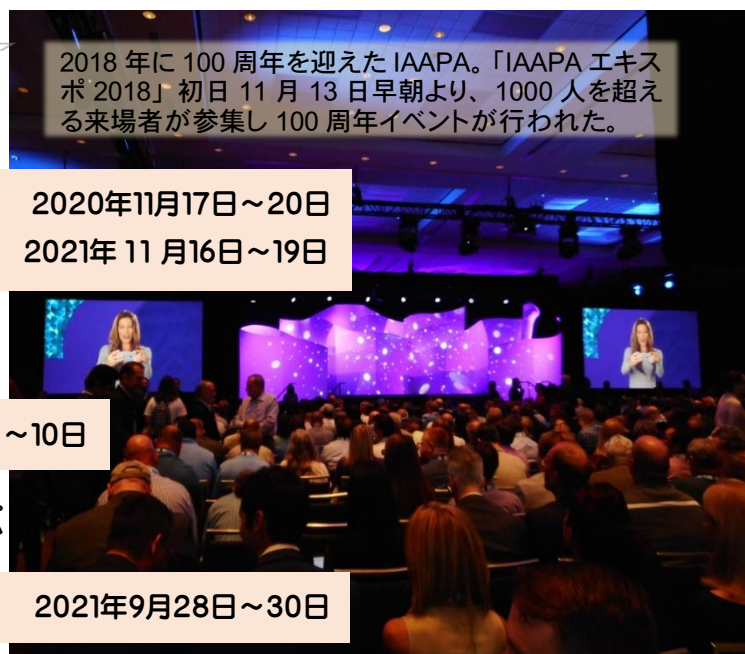
「IAAPA エキスポアジア2021」(マカオ) 2021年6月7日～10日



IAAPA エキスポヨーロッパ

「IAAPA エキスポヨーロッパ2021」(スペイン・バルセロナ)

2021年9月28日～30日



2018年に100周年を迎えたIAAPA。「IAAPA エキスポ2018」初日11月13日早朝より、1000人を超える来場者が参集し100周年イベントが行われた。

2020年度 会費の一部減免による返還の取り扱い について

(一社)日本アミューズメント産業協会
会長 里見 治

国難ともいえる新型コロナウイルス感染症の拡大により、本年4月全47都道府県への緊急事態宣言後、長期間に亘って、皆さんの本業は基より経済・生活に甚大な影響を受け、宣言解除となった今もなお、厳しい業況下にあるものと推察致します。

このような状況下にあって、今年度の協会事業は、自粛によって活動自体も難しいものと判断せざるを得ない状況です。

このたび、正副会長で相談致しました結果、会費の一部を減免し、皆様に返還することと致します。少しでも本業に活かしていただくことと決定致しましたので、下記のご案内の通り、ご対応ください。

記

1. 返還金の対象

2020年6月1日正会員および賛助会員。

2. 返還金の額について

事業部別基準に拠ります。

3. 返還金の手続きについて

「振込依頼書」(会員宛文書に添付)に記載し、FAX あるいはメールにて申請いただき、手続きが完了した順に、お振込みいたします。

留意点1…6月末日以前に、今年度会費を協会口座へ振込み完了している場合には、返還金額をご指定振込先へお振込み致します。

留意点2…6月末日時点で、今年度会費を協会口座に振込み完了していない場合には、改めて返還金額差引後の請求書を会員(ご担当者宛)にご送付します。

以上

東京都「感染防止徹底宣言ステッカー」

東京都総務局危機管理調整担当部長

東京都では、事業者の皆様実践していただきたい取組を具体的に示した業種別の「チェックシート」を作成。「東京都防災ホームページ」上の「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームから、該当する業種の「チェックシート」の感染防止の取組をすべて実践していただくことで「感染防止徹底宣言ステッカー」(下記)が取得できます。

本ステッカーを店舗等の目立つところに提示いただくことで、感染防止対策に徹底して取り組む施設であることをお知らせできます。安心の提供と感染防止を図る本取組にご協力くださるようお願いいたします。

【担当】

東京都総務局総合防災部緊急事態措置等担当
03-5320-7075

感染防止徹底宣言



令和2年度「心の輪を広げる障害者理解促進事業」



ぼくの左手は生まれたときからあまり動きません。頭の中で「動けえ」と命いしても、ぜんぜんいうことを聞いてくれません。

学校では工夫をしたり、先生や友だちに助けってもらったりしてうまく生活できていると思います。でも、転んだりぶつかるのとだっきゅうしやすいので、体育はできないことがあったり、しえん員の先生とぼくでちがうことをやったりしていました。

～(中略)～

しょうがいがあると本当はやりたくてもあきらめてしまうことがあるようにぼくは思います。でも、ぼくのなわとびみたいに自分の気持ちを話してみたら、だれかがいっしょに考えてくれたり、いい方法が見つかるかもしれません。できないと思っていたことができたり、好きなことに変わるかもしれません。

今年の運動会。ぼくはきば戦にちょう戦しました。先生とお母さんのことばがぼくに勇気をくれたからです。

「やりたいことはやってみりん。応えんするでね。」

内閣府では、令和2年度の「障害者週間」(毎年12月3日～9日)の取組の一環として、各都道府県・指定都市との共催で「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集を行います。障害の有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障害者に対する国民の理解の促進を図るための事業です。

応募資格は、作文が小学生以上、ポスターが小学生および中学生。応募先は、居住地の都道府県または指定都市の障害福祉担当課となっていますが、児童生徒について、居住地と学校所在地の都道府県または指定都市が異なる場合は、学校所在地の都道府県または指定都市の障害福祉担当課でも可となっています。

募集期間は、令和2年7月1日(水)～9月30日(水)までの間で各都道府県または指定都市が定める日。入賞作品の選定は令和2年10月末を目途として行います。

【お問い合わせ】

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付
障害者施策担当 TEL03-5253-2111

アミューズメント施設における景品提供営業のガイドライン

2014年3月27日制定

2019年9月26日改正

(一社) 日本アミューズメント産業協会[JAIA]

1. 目的

アミューズメントマシンにより提供される景品についてその種類、内容および営業方法を規定することにより、公正な競争秩序を確立するとともに、景品提供営業さらにはアミューズメント業界の将来に向けた健全な発展に資することを目的とする。

2. 定義

本ガイドラインで規定する景品とは風俗営業適正化法第2条第1項第5号で規定されるゲームセンター等における営業において使用される「遊技の結果が物品により表示される遊技の用に供する遊技設備」で提供される物品をいう。

3. 景品の内容

①景品の価額

景品として提供する物品は小売価格でおおむね800円以下のものとする。

小売価格とは、景品専用開発された商品を除き、一般市場における価格とする。

なお、景品専用開発された物品であっても1個あたりの価格はおおむね800円を超えてはならない。

②景品の種類

善良な風俗の保持、清浄な風俗環境の保持および青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する観点から、ゲームセンター等における正常な商習慣に照らし適合すると認められる景品に限る。

また、食品衛生法の遵守および他者の知的財産権を侵害することがないようすべきである。

以上の点を踏まえ、次に掲げる物品等をゲームセンター等に設置されるアミューズメントマシンにおいて提供される景品として製造・販売・流通してはならない。

- i たばこ、喫煙器具類およびこれらをモチーフにした物品
- ii 酒類、および酒をモチーフにした物品
- iii 医薬品、興奮・めまい・幻覚等の作用を目的とする有機溶剤や成分を含有する物品

- iv 青少年の健全な育成や公序良俗を阻害する内容が印刷または記録された各種メディア(図書、写真、フィルム、ビデオテープ、CD-ROM・DVDなどの記録メディア類)
- v 性的な行為の用に供する物品および性器を模した物品
- vi ショーツ、ブラジャー等の下着類
- vii 金券類および類似品
- viii 食品衛生法に抵触する材料を使用した物品
- ix 偽造ブランド品や偽造キャラクターを使用したもの等、他者の知的財産権を侵害している物品
- x 心身に危害を与える恐れのある物品(レーザーポインター、刃物類)
- xi 動物愛護の精神に反する恐れのある生物

4. 景品提供の方法

- ① クレーン式遊技機等の遊技設備によりクレーンで釣り上げるなどした物品で小売価格がおおむね800円以下のものを提供すること。
- ② 景品は、あらかじめ表示されている物品と同一のものでなければならない。
- ③ 景品と異なる高額なものをデモンストレーションとして展示してはならない。
- ④ カプセル内に品名や記号を記したチケットなどを入れ、これを景品と交換してはならない。
- ⑤ 提供した景品をもって他の景品と交換してはならない。
- ⑥ 景品が手渡しで提供される仕組みの遊技の場合においても、本ガイドラインの定めるところにより、景品の取り扱いを行わなければならない。
- ⑦ 風俗営業適正化法に定めるいわゆる4号営業に用いられるパチンコ機、パチスロ機に類する遊技機、メダルゲーム、ビデオゲーム、フリッパーゲーム機等の遊技機を用いる遊技においては、景品を提供してはならない。

5. 附則

このガイドラインは、2019年9月26日から適用する。

ユーザーの声



- 1回 100円で楽しめるので試してみたい。来るたびに景品が変更されているので子どももよく行きたがる。ただ、忙しい時間帯のスタッフの対応に差が。(秋田・36歳・♀)
- メダルゲームなどで「穴ふさぎイベント」などをやってくれるとより当たりやすくなって子どもたちにも人気になると僕は思います。必ずとはいませんが少しでもメダルゲームなどの楽しさを知ってほしいので希望してみました。(秋田・14歳・♂)
- WIFI強くしてほしい。(千葉・14歳・♂)
- 買い物のついでで遊べるのが良い。スタッフさんが忙しそうなのが多くて大変そう。(茨城・19歳・♀)
- アプリのクーポンなど、お得に使えるものがあるのがありがたい。(秋田・42歳・♀)

夏季の省エネルギーの取組について

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200527007/20200527007-1.pdf>

令和2年5月27日に開催された省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、「夏季の省エネルギーの取組について」が決定されました。

国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組の推進が求められていることを踏まえ、夏季の省エネルギーの取組の推進に一層ご努力ください。

お知らせ

今年度の「青少年指導員養成講座・東京会場」(9月9日～10日予定)、「青少年指導員養成講座・大阪会場」(11月11日～12日予定)、「全国情報交換会」(沖縄にて10月21日～22日予定)は中止とさせていただきます。ご理解の程よろしくお願い致します。